

# 株式会社ひのき LTE 無線通信サービス（キューコネクト） 契約約款

株式会社ひのき（以下「当社」とします）と、当社が行うモバイルサービスを受ける者（以下「契約者」とします）との間に結ばれる契約は、以下の条項によるものとします。

## 第1章 総則

### 第1条（約款の適用）

当社はこの株式会社ひのき無線通信サービス契約約款（以下「約款」とします）を定め、これにより株式会社ひのき LTE 無線通信サービス（以下「LTE 無線通信サービス」とします）を提供します。なおこの約款は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」とします）の規定に基づくものです。

### 第2条（約款の変更）

当社はこの約款を変更することがあります。この場合には料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

### 第3条（用語の定義）

約款では、次の用語をそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信事業者	事業法第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届出を行った者
4 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
5 LTE 無線通信サービス網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備をいいます、以下同じとします）
6 LTE 無線通信サービス	LTE 無線通信サービス網を使用して行う電気通信サービス
7 LTE 無線通信サービス取扱所	LTE 無線通信サービスに関する業務を行う当社の事業所、また当社の委託により LTE 無線通信サービスに関する契約事務を行う者の事業者
8 契約	当社から LTE 無線通信サービスの提供を受けるための契約
9 契約者	当社と契約を締結している者
10 無線機器	LTE 無線通信サービスに係る契約に基づいて陸上（河川、湖沼およびわが国の沿岸の海域を含みます、以下同じとします）において使用されるアンテナ設備および無線送受信装置
11 無線基地局設備	無線機器との間で電波を送り、または受けるための電気通信設備
12 契約者回線	当社との契約に基づいて当社の無線基地局設備と無線機器との間に設定される電気通信回線
13 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
14 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成 16 年 1 月 26 日総務省令第 15 号、以下「技術基準適合認定規則」といいます）第 3 条で定める種類の端末設備の機器
15 自営電気通信設備	電気通信回線を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって端末設備以外のもの
16 特定 SIM カード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、LTE 無線通信サービスの提供を受けるために当社または当社以外の者が提供するもの

17 認証情報	LTE 無線通信サービスの提供に際して契約者を識別するための情報であって、端末設備または自営電気通信設備の認証に使用するもの
18 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
19 技術基準	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準
20 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法の規定に基づき課税される地方消費税の額

## 第2章 契約

### 第4条（LTE 無線通信サービスの種類等）

- 1 契約には別に定める料金表に規定する品目があります。
- 2 前項の請求の方法およびその承諾については第 6 条（契約申込みの方法）および第 7 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

### 第5条（契約の単位）

当社は契約者 1 回線毎に 1 の契約を締結します。この場合契約者は 1 の契約に付き 1 人に限ります。

### 第6条（契約申込みの方法）

契約の申込みをすときは、当社所定の契約申込書を LTE 無線通信サービス取扱所に提出していただきます。

### 第7条（契約申込みの承諾）

- 1 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って承諾します。ただし当社は、当社の業務の遂行上支障があるときはその順序を変更することがあります。
- 2 当社は前項の規定にかかわらず LTE 無線通信サービス取扱所上余裕のないときは、その承諾を延期する場合があります。
- 3 当社は第 1 項の規定にかかわらず、次の場合には申込みを承諾しない場合があります。
  - （1）LTE 無線通信サービスを提供することが技術上著しく困難なとき
  - （2）契約の申込みをした者が LTE 無線通信サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金および料金以外の債務をいいます、以下同じとします）の支払いを現に怠り、もしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき
  - （3）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき

### 第8条（契約申込みの撤回等）

- 1 契約者は加入申込み当日から、当社が交付する契約内容を記載した書面受領後 8 日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回（以下「初期契約解除」を行うことができます）
- 2 初期契約解除は契約者が前項の文書を発したときその効力を生じます。
- 3 初期契約解除の場合契約者は当該サービスの利用料および手数料を支払うものとします。
- 4 初期契約解除の場合当社はサービスの提供を停止し、契約者は無線機器および当社より貸与または提供されたその他の機器を申込みの撤回後速やかに当社に返却するものとします。

### 第9条（最低利用期間）

LTE 無線通信サービスの提供にあたっては、最低利用期間を品目毎に設定します。なお最低利用期間内に契約が解除された場合は、別に定める違約金（消費税等相当額を含む）を一括して支払うものとします。

### 第10条（契約の成立）

契約は契約の申込みをした者に対して当社が認証情報を発行したときに成立するものとします。

### 第11条（利用開始日）

当社より申込者に対して貸与もしくは提供する無線機器を受領した日を LTE 無線通信サービスの利用開始日とします。

#### 第 12 条 (契約者の氏名等の変更の届け出)

- 1 契約者は契約者連絡先 (氏名、名称、住所もしくは居所、連絡先の電話番号をいい、以下同じとします) に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
- 2 当社は前項の届け出があったときは、その変更のあった事実を証明する書類の提供を契約者に求めることがあります。
- 3 契約者は第 1 項の届け出を怠ったことにより、当社がその契約者の従前の連絡先に宛てて書面等を送付したときは、その書面が不到達であっても通常その到達すべき時にその契約者が通知内容を了知したものととして扱うことに同意するものとします。
- 4 契約者が事実と反する届け出を行ったことにより当社が届け出のあった連絡先に宛てて書面等を送付した場合についても前項と同様とします。
- 5 前 2 項の場合において当社はその書面等の送付に起因して発生した損害について一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は契約者連絡先が事実と反していると判断したときは、この約款の規定により契約者に通知等を行う必要がある場合においても、それらの規等にかかわらずその通知を省略できるものとします。

#### 第 13 条 (譲渡、貸与の禁止)

契約者が契約に基づいて LTE 無線通信サービスの提供を受ける権利は、いかなる場合においても譲渡または貸与することはできません。

#### 第 14 条 (契約者の地位の承継)

- 1 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人、合併もしくは分割により設立された法人または分割により営業を承継する法人は当社にその旨を届け出るものとします。
- 2 前項の場合において地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、前項と併せて当社に届け出るものとします。
- 3 当社は前項の規定による代表者の届け出があるまでの間、その地位を承継した者のうち 1 人を代表者として取り扱います。
- 4 契約者が第 1 項の届け出を怠った場合には第 12 条 (契約者の氏名等の変更の届け出) の規定に準じて取り扱うものとします。

#### 第 15 条 (契約者が行う契約の解除)

- 1 契約者は契約を解除しようとする場合は当社が別に定める方法により当社にその旨を通知するものとします。
- 2 契約を解除する場合、契約の日から 8 日の間、書面で当社が認知することをもって契約を解除または取消すことができるものとします。
- 3 前項による契約解除の場合、契約者は当社より貸与した無線機器を当社の指定する方法により速やかに当社に返却するものとします。

#### 第 16 条 (当社が行う契約の解除)

- 1 当社は次の場合において、その契約を解除することがあります。
  - (1) 契約者が料金その他の債務について支払を遅延したとき
  - (2) 契約者が契約の申込みにあたって当社指定の書面の事実と反する記載を行ったことが判明したとき
  - (3) 第 43 条 (利用に係る契約者の義務) に違反したとき
  - (4) 電気通信事業法または電気通信事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線または当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき
  - (5) 電気通信事業法または電気通信事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果で技術基準等に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき
  - (6) 前各号のほかこの約款に違反する行為、LTE 無線通信サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与える、もしくは与えるおそれのある行為を行ったとき
- 2 当社または契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難で LTE 無線通信サービスの継続ができないときは、当社はその契約を解除することがあります。

- 3 当社はその契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

### 第 3 章 機器の貸与

#### 第 17 条 (無線機器の貸与)

- 1 当社は別に定める料金表により無線機器を契約者に提供します。
- 2 当社が認める場合を除き、契約者は提供した無線機器の交換は請求できません。
- 3 前項の場合契約者は無線機器を本来の用途に従いかつ善良な管理者の注意をもって使用するものとし、故意または過失により貸与した無線機器を毀損または滅失したときは、契約者は別に定める料金表により当社に無線機器の弁済を行うものとします。
- 4 契約者は契約が解除されたときは当社より貸与した無線機器を当社の指定する方法により速やかに当社に返却するものとします。

#### 第 18 条 (無線機器の運用)

当社は安定したサービスの提供または保守のため、当社が必要であると認めた場合に無線機器に対して必要なデータの更新等を行うことがあります。また契約者はその更新を承諾するものとします。

### 第 4 章 自営端末設備または自営電気通信設備の接続等

#### 第 1 節 自営端末機器の接続等

##### 第 19 条 (自営端末設備の接続)

- 1 契約者はその契約者回線またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末設備 (無線機器にあっては当社が無線局の免許を受けることができるものおよび LTE 無線通信サービスの契約者回線に接続することができるもの) に限り、以下この条において同じとします) を接続するときは、当社指定の方法によりその請求を当社に行うものとします。
- 2 当社は前項の請求があったときは次の場合を除き請求を承諾します。
  - (1) その接続が別記 3 に規定する技術基準および技術的条件 (以下「技術基準等」といいます) に適合しないとき
  - (2) その接続が事業法施行規則第 31 条の定めぬに該当するとき
- 3 当社は前項の請求の承諾にあたっては次の場合を除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
  - (1) 技術基準適合認定規則様式第 7 号または様式第 14 号の表示等により当社が技術基準等に適合していることが確認できる端末機器を接続するとき
  - (2) 事業法施行規則第 32 条 1 項で定める場合に該当するとき

##### 第 20 条 (自営端末設備の認証情報の登録等)

当社は当社が必要と認める場合においてその自営端末設備 (無線機器に限ります) の認証情報その他の情報の登録、変更または消去 (以下「認証情報の登録等」といいます) を行います。

##### 第 21 条 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)

当社は契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者にその自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を求めることがあります。

##### 第 22 条 (自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い)

契約者は契約者回線に接続されている自営端末設備 (無線機器に限る、以下この条において同じとします) について、電波法 (昭和 25 年法律第 131 号) の規定に基づき当社が総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その自営端末設備の使用を停止するよう求めるものとします。

##### 第 23 条 (自営端末設備の電波法に基づく検査)

前条に規定する検査のほか自営端末設備 (無線機器に限ります) の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、前条の規定に準ずるものとします。

#### 第 2 節 自営電気通信設備の接続等

##### 第 24 条 (自営電気通信設備の接続)

- 1 契約者はその契約者回線またはその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して自営電気通信設備 (無線機器にあっては当社が無線局の免許を受けることができるもの) に限り、以下この条において同じとします) を接続するときは、当社指定の方法によりその請求を当社に行うものとします。

2 当社は前項の請求があったときはその接続が技術基準等に適合しないときを除き、その請求を承諾します。

#### 第 25 条（自営電気通信設備の認証情報の登録等）

自営電気通信設備（無線機器に限ります）の認証情報の登録等については、第 20 条（自営端末設備の認証情報の登録等）の規定に準ずるものとします。

#### 第 26 条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については第 21 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準ずるものとします。

#### 第 27 条（自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）

自営電気通信設備（無線機器に限ります）について臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては第 22 条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）の規定に準ずるものとします。

#### 第 28 条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）

自営電気通信設備（無線機器に限ります）の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては第 23 条（自営端末設備の電波法に基づく検査）の規定に準ずるものとします。

### 第 5 章 提供中止および提供停止

#### 第 29 条（提供中止）

- 1 当社は次の場合、LTE 無線通信サービスの提供を中止することがあります。
  - （1）当社の電気通信設備の保守上、工事上やむを得ないとき
  - （2）第 33 条（提供の制限）の規定で通信利用を中止するとき
- 2 前項に規定する場合のほか付加機能に関する提供について料金表に別段の定めがあるときは、当社はその表の定めるところによりその付加機能の提供を中止することがあります。
- 3 前 2 項の規定により LTE 無線通信サービスの利用を中止するときはあらかじめそのことを契約者に通知するものとします。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

#### 第 30 条（提供の停止）

- 1 当社は契約者が次のいずれかに該当するときは当社が定める期間（LTE 無線通信サービスの料金その他の債務を支払わないときはその料金その他の債務が支払われるまでの期間）においてその LTE 無線通信サービスの提供を停止することがあります。
  - （1）料金その他の債務について支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます）
  - （2）契約の申込みにあたって当社指定の書面に事実を反する記載を行ったことが判明したとき
  - （3）第 12 条（契約者の氏名等の変更の届け出）の規定に違反したときおよびその規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき
  - （4）契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他の LTE 無線通信サービスに係る料金その他の債務または契約者が当社と契約を締結しているもしくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき
  - （5）契約者がその LTE 無線通信サービスまたは当社と契約と締結している他の LTE 無線通信サービスの利用において第 43 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めるとき
  - （6）契約者回線に自営端末設備または自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき
  - （7）第 21 条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）もしくは第 26 条（自営電気通信設備異常がある場合等の検査）の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだときまたはその検査の結果として技術基準等に適合していると認められない自営端末もしくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき

（8）第 22 条（自営端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い）または第 28 条（自営電気通信設備の電波法に基づく検査）の規定に違反したとき

2 当社は前項の規定により LTE 無線通信サービスの提供を停止するときはあらかじめその理由、提供停止を行う日時およびその期間を契約者に通知します。ただし前項の規定により提供停止を行う場合にあって、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

### 第 6 章 通信

#### 第 31 条（インターネット接続サービスの利用）

- 1 契約者はインターネット接続サービス（LTE 無線通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいい、以下同じとします）を利用することができます。
- 2 当社はインターネット接続サービスの提供により生じた損害については一切の責任を負わないものとします。

#### 第 32 条（通信の条件）

- 1 当社は LTE 無線通信サービスを利用できる区域について別に定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただしその区域内にあっても屋内、地下、トンネル、ビル陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは通信を行うことができない場合があります。
- 2 LTE 無線通信サービスに係る通信は、当社が別に定める通信プロトコルに準拠するものとします。
- 3 LTE 無線通信サービスに係る伝送速度は、通信状況または通信環境その他の要因により変動する場合があります。
- 4 当社は 1 の無線機器において一定時間内に当社が定める基準を超える大量の符号を送受信しようとしたときは、その伝送速度を一時的に制限し、またはその超過した符号の全部もしくは一部を削除します。
- 5 電波状況等により LTE 無線通信サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。その場合において当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 33 条（提供の制限）

- 1 当社は通信が著しく輻輳し通信の全部を接続することができなくなったときは、天災事変その他の非常事態が発生または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うための措置を取ることがあります。
- 2 通信が著しく輻輳したときまたはその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 当社は LTE 無線通信サービスの運用および品質の維持に必要であると判断した場合、所定の通信手段を用いて行う通信について当該通信に割り当てる帯域を制限することがあります。
- 4 無線区間（契約者回線に係る部分とし、以下同じとします）における通信については AXGP 方式によりセキュリティを確保しますが、これによりセキュリティを完全に確保することを当社が保証するものではありません。
- 5 当社は技術上やむを得ない理由等により無線基地局設備の点検または全部もしくは一部を移設、増設、減設（以下「移設等」といいます）することがあります。この場合業務区域内であっても通信を行うことができなくなる場合があります。
- 6 当社は前項の規定により無線基地局設備の点検または移設等を行うときはあらかじめそのことを契約者に通知します。ただし緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

### 第 7 章 料金等

#### 第 34 条（料金の適用）

- 1 当社が提供する LTE 無線通信サービスの料金は料金表に定めるところによります。
- 2 料金の支払方法は当社が別に定めるところによります。

#### 第 35 条（基本使用料の支払義務）

契約者はその契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した翌日または付加機能の提供を開始した日から起算して、料金表に規定する基本使用料の支払いを要します。

## 第 36 条 (手続きに関する料金の支払義務)

契約者は LTE 無線通信サービスに係る契約の申込みまたは手続きを要する請求を行いその承諾を得たときは、料金表に規定する料金の支払いを要します。ただしその手続きの着手前にその契約の解除またはその請求の取消があったときはこの限りではありません。

## 第 37 条 (遅延利息)

契約者は料金その他の債務 (遅延利息を除きます) について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年 14.5%の割合で計算した額を遅延利息として当社が定める方法により支払うものとします。

## 第 8 章 保守

### 第 38 条 (当社の保守責任)

当社は当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則 (昭和 60 年郵政省令第 30 号) に適合するよう維持管理に努めるものとします。

### 第 39 条 (契約者の維持責任)

契約者は自営端末設備または自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持管理に努めるものとします。また契約者は自営端末設備 (無線機器に限ります) または自営電気通信設備 (無線機器に限ります) を、無線設備規則 (昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号) に適合するよう維持管理に努めるものとします。

## 第 9 章 免責等

### 第 40 条 (責任の制限)

当社は当社が提供するサービス内容、また契約者がサービス利用において得る情報 (コンピュータプログラム、メール等) についてその正確性、完全性または有用性などの保証はしないものとします。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るもの起因して生じた損害等について当社は一切の責任を負いません。また当社は契約者がサービス利用に関して他の契約者または第三者に与える障害について一切責任を負わないものとします。

### 第 41 条 (免責)

- 1 当社は LTE 無線通信サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供もしくは収集された契約者の情報の消失、その他サービスに関連して発生した契約者の損害について、本約款に定める以外は一切の責任を負わないものとします。
- 2 インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準ならびにネットワーク、ソフトウェア自体の高度な複雑さに照らして、当社が提供する本サービスについて瑕疵がないことを保証することができないこととします。この件について契約者はあらかじめ了承し、当社は免責されるものとします。
- 3 当社は第 30 条 (提供の制限) をもとに提供制限を実施した場合、利用できなかった期間の損害については一切責任を負わないものとします。

## 第 10 章 雑則

### 第 42 条 (承諾の限界)

当社は契約者から工事その他の請求があった場合、その請求を承諾することが技術的に困難なときもしくは保守することが著しく困難であるあるときまたは料金その他債務の支払いを現に怠りもしくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等、当社の業務の遂行上支障があるときはその請求を承諾しないことがあります。この場合はその理由を請求者に通知します。ただしこの約款において別段の定めがある場合はその定めるところによるものとします。

### 第 43 条 (利用に係る契約者の義務)

契約者は以下に定める事項を遵守するものとします。

- 1 端末設備 (自営端末設備にあっては無線機器に限ります) または自営電気通信設備 (無線機器に限ります) を取外、変更、分解もしくは損壊しないこと。またこれらの設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし天災事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、また自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときはこの限りではありません。
- 2 故意に通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

3 当社が端末設備または自営電気通信設備登録した認証情報を改ざんしないこと。

- 4 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、もしくは他人の利益を害する態様で LTE 無線通信サービスを利用、または他人に利用させないこと。
- 5 位置情報 (端末設備の所在に係る緯度経度の情報をいい、以下同じとします) を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときにその所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- 6 契約者が LTE 無線通信サービスを利用するにあたって以下の各号の内容に該当する行為を行わないこと。
  - (1) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待にあたる画像、文書などを送信、掲載する行為
  - (2) 第三者または当社の著作権、その他知的財産権を侵害する行為
  - (3) 第三者の財産、個人情報、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
  - (4) 第三者または当社の情報を改ざん、消去する行為
  - (5) 第三者の同意を得ることなく、もしくは不当な手段によりの個人情報、プライバシー情報、公開されていない情報を収集する行為
  - (6) 第三者または当社を誹謗中傷し、名誉や信頼を毀損する行為
  - (7) 第三者または当社になりすましてサービスを利用する行為
  - (8) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
  - (9) 大量のメールを送信する行為および転送する行為、またその量にかかわらず第三者に対し無断で広告・宣伝・勧誘等のメールを送信する行為
  - (10) 第三者または当社の設備などに無権限でアクセスする行為ならびに設備の運営を妨げる行為
  - (11) 法令もしくは公序良俗に違反し、第三者に不快感や不利益を与える行為
  - (12) 詐欺等の犯罪行為およびそれに結びつく行為
  - (13) 無限連鎖講 (いわゆるネズミ講) を開設、またはこれを勧誘する行為
  - (14) 事実と反する情報を送信・掲載する行為
  - (15) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはそれに類似する行為
  - (16) 約款に違反する行為その他インターネットの運営を妨げるすべての行為
  - (17) 本項各号に該当するおそれがある、もしくは助長すると当社が判断する行為
  - (18) その他当社が不適切と判断する行為

7 契約者は第 1 項から第 4 項の規定に違反して電気通信設備を亡失または毀損したときは、当社が指定する方法によりその補充、修繕その他工事等に必要な費用を当社に支払うものとします。

8 ID 等を紛失した場合や第三者に知られた場合、また第三者に利用されていることが判明もしくは懸念されている場合、契約者は直ちに当社にその旨を知らせるものとし、当社の指示がある場合にはそれに従うものとします。

9 当社は ID 等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任は負いません。契約者は ID 等を契約者以外の第三者に使用、貸与、譲渡、売買などを行ってはならないものとします。

10 契約者はサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアなどを自己の責任において準備、維持、管理するものとします。

11 契約者はサービス利用において前項各号の規定に違反して当社または第三者に損害を与えた場合の一切の責任を負うものとします。

### 第 44 条 (相互接続事業者のインターネット接続サービス)

1 契約者は当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合においてその契約者は当社が相互接続利用契約により生じる債権を譲り受けたものとして、約款に基づき料金等を請求することを承認するものとします。

2 契約の解除があった場合はその解除があったときに、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったも

のとします。

第 45 条（法令に規定する事項）

LTE 無線通信サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項についてはその定めによるものとします。

第 46 条（閲覧）

この約款において当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第 47 条（通信の秘密）

- 1 当社は電気通信事業法第 4 条に基づき契約者の通信の秘密を守るものとします。
- 2 刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他同法もしくは犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的な処分が行われた場合には、当社は当該処分、命令の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第 4 条（発信者情報開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合には、当社は当該開示請求の範囲で第 1 項の守秘義務を負わないものとします。

第 48 条（契約者に係る個人情報等の取扱い）

当社は本サービスの契約および提供に関連して知り得た契約者の個人情報（以下「個人情報」とします）を以下の利用目的の範囲内で利用します。

- （1）本サービス（付帯する当社の業務も含む）を提供することおよび本サービスの内容をより充実したものにする
- （2）契約者に有益と思われる本サービス（付帯する当社の業務も含む）もしくは当社および提携先の商品・サービスに関する情報を提供すること
- （3）契約者から個人情報の取扱いに関する同意を得る等、契約者への連絡の必要が生じた場合にその連絡をすること
- （4）利用状況や利用環境などに関する調査を実施することおよび当社内の関連部門に報告、連絡すること
- （5）本サービス（付帯する当社の業務も含む）のサービス向上等の目的でアンケート調査等による個人情報の集計および分析を行うこと
- （6）前号の集計および分析により得られたものを、個人を識別または特定できない態様で第三者に開示または提供すること

第 49 条（個人情報の開示と提供）

- 1 当社は以下に定める場合において、個人情報を契約者以外の第三者に対して開示、提供することができるものとします。
  - （1）契約者の同意を得た場合
  - （2）裁判官の発布する令状により強制処分として捜索、押収がなされる場合、その他法令の規定に基づく場合
  - （3）人の生命、身体または財産の保護のために必要があり、契約者本人の同意を得ることが困難な場合
  - （4）前条の利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合（個人情報を適切に管理するよう契約等で義務付けた業務委託先または提携先に委託する場合に限る）
  - （5）本サービス（付帯する当社の業務も含む）の料金に関する債権、債務の特定、支払および回収に必要であると当社が判断した場合
- 2 当社は契約者からの申し出により本サービス（付帯する当社の業務も含む）の提供に支障のない範囲において、これらの個人情報の照会、修正、利用、開示等の中止および再開に応じるものとします。

第 50 条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合、契約者と当社は契約の趣旨に従い誠意をもって協議し、解決にあたるものとします。

**別記**

1. LTE 無線通信サービスの提供区域等  
当社の LTE 無線通信サービスの提供区域は当社営業エリア内を主とします。
2. 自営端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等  
端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）

**付則**

1. 本サービスの契約、提供に際して当社が必要であると判断した場合には、この約款の定めとは別に契約者との間に個別に特約を付す場合があります。
2. この約款は平成 29 年 4 月 1 日から施行します。

（約款の制定・変更に関する記載）

平成 29 年 4 月 1 日 約款制定

平成 29 年 4 月 2 日 施行

**別表**

【LTE 無線通信サービス料金表】

1. 月額利用料金 3,500 円（税別）
2. S I M発行手数料 3,000 円（税別）

（備考）

※いずれのプランも現在当社の他のサービス（光 CATV サービス等）に加入している契約者については、その契約有効期間の月額料金について上記の金額から 300 円（税抜価格）の割引を適用します。